

別表十六(六)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度

： 。

法人名

別表十六(六)

令六・四・一以後終了事業年度分

「8」欄

事業適応設備を取得した場合等の特別償却(事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の特別償却)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第2項」

② 「区分番号」欄：「00663」

③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

(注) 「8」欄の外書は、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(P83～85参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

の償却限度額	8	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	9										
合 計 (6) + (8) + (9)	10										
当期償却額	11										
償却額	12										
差引償却額	13										
償却前期額	14										
同上の額 (12)と	15										
差引合計翌期への繰越額 (13) + (14) - (15)	16										
特別償却不足額 翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (12)と(8) + (9)のうち少ない金額	17										
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18										
差引翌期への繰越額 (17) - (18)	19										
翌期繰越額の内 当期分不足額	20										
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (12)と(8)のうち少ない金額	22										

「9」欄

特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」

② 「区分番号」欄：「00187」

③ 「適用額」欄：「9」欄の金額

Ⅱ 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	23						
支出した金額	24	円	円	円	円	円	円
前期までに償却した金額	25						
当期償却額	26						
期末現在の帳簿価額	27						